

埼 教 互 第 6 号
令和5年4月3日

各所属長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

団体損害保険の中途募集について（通知）

当互助会が扱う「団体損害保険」は、会員及びその家族を対象に、日常生活や公務中のケガに対して保険金をお支払いするもので、個人で契約するよりも割安の内容となっています。入院や手術だけでなく、日々の通院にも対応しているほか、加入が義務化されている自転車保険にも対応しています。

今年度も、新規会員及び未加入者を対象に、中途募集を行います。別添のとおり「団体損害保険のご案内」を送付しますので、貴所属の職員へ御案内くださるようお願いいたします。

なお、加入希望者がいる場合は資料・パンフレット・申込用紙をお送りしますので、「団体損害保険のご案内」最終ページの「資料請求連絡票」にて福利課あて御連絡ください。

記

1 募集対象者

- (1) 新規の互助会員（令和5年4月1日以降新たに会員となった方）
- (2) 団体損害保険未加入の互助会員

2 募集期間

令和5年4月3日（月）から5月31日（水）まで

3 保険期間

令和5年7月1日午後4時から11月1日午後4時まで（初回は4か月間）。以後、特にお申し出がない限り保険期間1年(毎年11月1日から1年間)で自動更新となります。

4 保険料の払込み方法

- ・県費支弁職員：給与控除
- ・川口市、川越市費職員：給与控除
- ・さいたま市費職員：毎月27日に口座振替
- ・公立幼稚園職員：毎月27日に口座振替
- ・その他の所属職員：互助福祉担当までお問い合わせください。

5 その他

- (1) 今回の募集では、既加入者のコース変更及び脱退はできません。
- (2) 本募集は9月の予定です。コース変更及び脱退はこの期間に申出ください。
- (3) 保険期間中、退職以外の事由で中途脱退はできませんので御注意ください。
- (4) 募集期間中、希望者への説明のため推進員が所属を訪問する場合がありますので、業務に支障のない範囲で御協力ください。

6 HP でのお知らせ

互助会ホームページ (<https://gojo-saitama.jp/>) に詳しい保険内容や中途募集についての案内がございますので、併せて御活用ください。

<お問合せ先>

教育局教育総務部福利課互助福祉担当

電話 048-830-6706

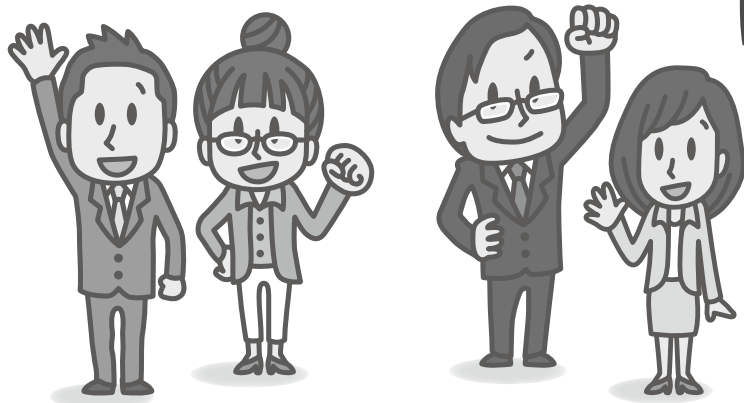
FAX 048-824-2638

団体損害保険のご案内

埼玉県教職員互助会 会員の皆さまへ

公務中や日常生活の

ケガ/やトラブル に備えます!



団体割引
15%適用

この契約は団体契約で
15%の割引が
適用されます。

今が保険を考えるタイミング!!



日常生活賠償



埼玉県自転車の安全な利用の
促進に関する条例
に対応!!

自転車損害保険等への義務化
(平成30年4月1日施行)

自転車による加害事故例

小学5年男子児童が、自転車に乗っていて、散歩途中の女性に激突。
女性は頭の骨を折るなどして、意識が戻らない状態となった。

約9,521万円の賠償判決

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



3億円まで補償



さらに 示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、
被保険者のお申し出により三井住友海上が
示談交渉をお引受します。

月払保険料

個人プラン[ケガ補償]

720円
+ から

オプション
日常生活賠償は

(プラン共通)

140円

申込締切日

令和 5 年 5 月 31 日(水)

加入申込票提出先

一般財団法人 埼玉県教職員互助会

補償期間

令和 5 年 7 月 1 日 午後4時から

令和 5 年 11 月 1 日 午後4時まで (4か月間)

(令和4年11月1日午後4時から令和5年11月1日午後4時までの団体契約への中途加入となります。)

払込方法

令和 5 年 9 月から 12 月まで
(保険料は2か月遅れで徴収します。)

県費支弁職員
その他の職員

給与控除
口座振替

一般財団法人 埼玉県教職員互助会

埼玉県教職員互助会は、埼玉県教育委員会と公立学校共済組合埼玉支部と三位一体となって、教職員の皆さんの福利厚生事業の充実に努めております。

団体損害保険は、入院や手術の他、日々の通院にも対応していることが特徴です。

また、オプションも充実しております。

団体割引が適用され、保険料も割安になっていますので、ぜひこの機会に加入をご検討ください！

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

個人プラン

[ケガ補償]

ケガ

オプション

団体割引
15%



基本補償		H	HE (天災危険補償特約付) 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も補償
		保 険 金 額	
死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	66万円	
入院(ケガ)	初日から補償 ケガで入院したとき 1,095日以内 180日限度	1日につき 2,500円	
通院(ケガ)	初日から補償 ケガで通院したとき 180日以内 90日限度	1日につき 1,500円	
手術(ケガ)	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍	
月払保険料(年令にかかわらず)		720円	770円



個人プランに
セットできる

オプション

埼玉県の自転車保険の条例*に対応

※埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例
自転車傷害保険等への加入義務化(平成30年4月1日施行)

		保 険 金 額		月払保険料
日常生活賠償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして法律上の賠償責任を負われたときなど 国内のみ示談交渉サービス付	3億円	N 2	140円
携行品損害 (自己負担 3,000円)	海外も補償 外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど	30万円	P 2	200円
受託物賠償責任 (自己負担 5,000円)	海外も補償 レンタルした財物を過って壊したときなど	30万円		

※この資料はおすすめのセットを抜粋、概要を説明したものです。詳しい内容は募集パンフレットをご確認ください。

埼玉県自転車保険の条例※に対応

※埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例
自転車傷害保険等への加入義務化(平成30年4月1日施行)



日常生活賠償

は、こんなときにお役に立ちます。

自転車による加害事故例

小学5年男子児童が、自転車に乗っていて、散歩途中の女性に激突。女性は頭の骨を折るなどして、意識が戻らない状態となった。

通勤途上の自転車による加害事故も補償



レストランで他人にビールをこぼして洋服を汚してしまった!



駅のホームで急いで走っていたところ男性と衝突し、重傷を負わせてしまった。

月々の保険料

140円



子供が隣家の窓を割った。

約**9,521**万円の賠償判決

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



補償する損害賠償リスクの範囲を拡大!

NEW

日本国内において誤って線路に立入り電車を遅らせてしまい、鉄道会社から賠償請求を受けた場合の損害も補償します。

3億円 まで補償

さらに

示談交渉サービス付!!

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受します。



携行品損害(自己負担 3,000円)

海外も補償

は、こんなときにお役に立ちます。

僕はよく友人とキャンプや写真を撮りに旅行に行くぞ



キャンプ用品のテント一式が、突然の強風によって壊れてしまった!!



旅行中、写真を撮ろうとしてカメラを落としてしまった!!

ご加入資格

個人プラン

〈被保険者(補償の対象者)本人※¹となれる方の範囲〉

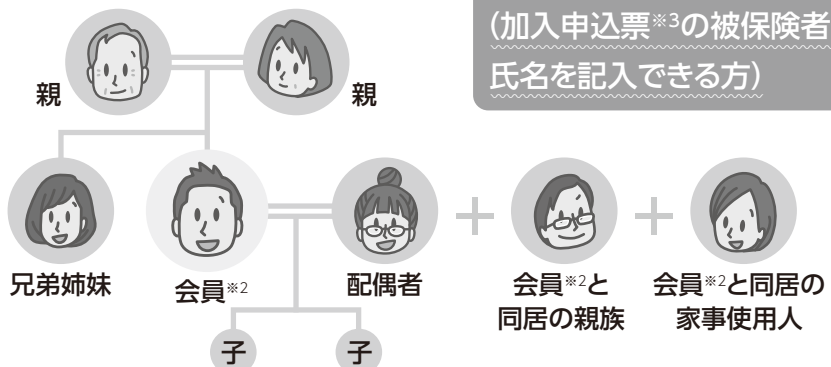
お申込人となれる方

一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員に限りです。

※1 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

※2 会員とは、「お申込人となれる方」のことをいいます。

※3 加入申込票とは、団体損害保険の加入時にご提出していただく書類のことをいいます。



被保険者(補償の対象者)

本人となれる方の範囲

(加入申込票※³の被保険者に氏名を記入できる方)

FAX: 048-824-2638

一般財団法人 埼玉県教職員互助会
(福利課 互助福祉担当) 行

資料請求は
5月19日まで!

団体損害保険 中途募集

資料請求連絡票

※以下にご記入の上、FAXにてご返信をお願いいたします。

所属名		所属コード	
住 所			
T E L			
加入希望者氏名 又は 事務担当者様氏名			

【資料請求事項等】

☐ 加入のご案内一式を送付してください。

募集パンフレット、会員あて通知
「加入申込票」及び記入例(A3)
「預金口座振替依頼書」及び記入例、返信用封筒



部

◎送付先： 所属あて ・ 加入希望者自宅（送付希望先住所をご記入ください。）

〒

☐ 電話で説明を聞きたいので連絡をください。

◎連絡先： 所属あて ・ 加入希望者あて（連絡先電話番号をご記入ください。）

氏名

TEL

◎希望日時：（ 月 日 時頃）

お申込み・お問い合わせ先

代理店・扱者
MS千葉埼玉株式会社 埼玉支店(幹事代理店)
三井住友海上出資関連事業会社
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20
三井住友海上大宮東町ビル3F
TEL048-788-2560
(受付時間 平日9:00~17:00)
ユナイテッド・インシュアランス株式会社
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-12-6 5F
TEL048-711-2505
(受付時間 平日9:00~17:00)

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
(幹事保険会社)
埼玉支店 埼玉第二支社
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20
三井住友海上大宮東町ビル4F
TEL048-644-6102
(受付時間 平日9:00~17:00)
損害保険ジャパン株式会社

互助会担当窓口
一般財団法人
埼玉県教職員互助会
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21
職員会館5F
TEL048-830-6706
(受付時間 平日9:00~17:00)
(埼玉県教育局教育総務部福利課互助福祉担当)